

(株)まほろば自然農園 代表 仁木町西町 宮下洋子(文責)



海

新

「仁木町再生可能エネルギ

の農業男性(73)が住民監査

のは不当などとして、町内 城県の会社に委託契約した ービジョン策定業務」を宮

> たのは町との利益相反入札 ーザル」に参加し、契約

妨害に当たる疑いがあると

して、委託料の返還か佐藤

月13日までに監査結果が通 かった。受理されれば、5 請求を行ったことが22日分

後にアドバイザーを辞任

聖一郎町長による損害賠償

を求めている。社長は契約

22年度、同社に3190 指摘。同社の社長(当時) 知される。 万円を支払って業務を委託 した「誓約書」に該当する 夏が提出されていないと したが、町財務規則に規定 請求によると、町は20 総務省が派遣する町の

2024年(令和6年)3月23日(土曜日)

提出書類が不十分なまま

【仁木】町が必要とする

地域力創造アドバイザーを

務めており、同社が契約業

者を決める「公募型プロポ

仁木町再生エネ計画委託契約

民が住民監査請求

ている。 万円の支払い中止を求めて るとして、委託料6990 が受託したことについて 相反取引となる可能性があ も、提出書類の不備や利益 託業務」を同社の関連会社 エネルギー転換実証事業委 また、23年度の「仁木町

に対し、「両契約は公金の るものではない」と述べて 不正支出に当たり、許され 男性は北海道新聞の取材

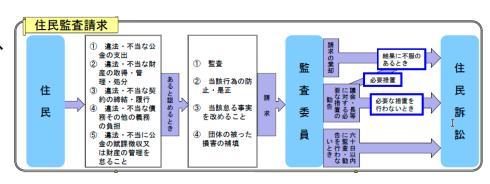
いる。

(伊藤圭三)

★住民監査請求とは

地方自治法第242条により、住民は、普通地方公共団体の長や執行機関又は職員についての財務会計上の違法・不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証明する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずるように請求することができます。地方公共団体の住民全体の利益を保護することを目的とする制度です。上記行為により、仁木町に財政上の損害を与え、又は、与える恐れがあ

る場合に行う事が 出来ます。監査は、 請求のあった日か ら60日以内に行 わなければなりま せん。



1, 委託料3190万円、官製談合の疑い

令和4年度、まず仁木町長は、総務省公認の「地域力創造アドバイザー」島田昌幸氏を招聘しました。翌5年には、必要な手続きを踏まない入札によって、島田氏の経営する(株)ワンテーブルと、「仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務」に関して、3,190万円の「委託契約」を結びます。これは、手続きが不正であるばかりでなく、アドバイザーと受益者(ワンテーブル)は利益相反の関係にあり、



委託料 **3,190 万円**は不正に支出されたことになります。 (詳細は、4p 以降の「仁木町職員措置請求書」参照)

2, 不正が露見して、総務省公認アドバイザーの資格失格

上記、島田氏は、他市町村でも不正が発覚して、**総務省公認「地域力創造アド** バイザー」の肩書を失う事に。(株)ワンテーブルの代表も辞任。

令和5年4月3日、島田氏は仁木町を訪れ、仁木町アドバイザーの辞任を佐藤町 長に申し出ています。

3, 賠償請求をしないばかりか、不正入札で再契約

(株) ワンテーブルの島田社長が、謝罪と辞任を申し出た時に、① **3,190 万円**は すでに支払われてしまっていたので、そのタイミングで、仁木町は、① **3,190 万円**の賠償請求をするべきでした。

ところが、町は、賠償請求をしなかったばかりでなく、再度、不正入札で、(株) ライフプランニング(旧名称ワンテーブル・ライフプランニング)と、新たな事業、②「仁木町エネルギー転換実証事業委託業務」、6,990万円の「委託契約」(令和5年9月12日)をしてしまいました。

4, さらに、工作

調べてみると、(株) ライフプランニングと言う会社は、旧名称が(株) ワンテーブル・ライフプランニングで、(株) ワンテーブルの子会社です。ワンテーブルが信用を無くしたので改名し、ワンテーブルを頭から外して、関係のない会社かのように見せかけたのですが、中身は同じものでした。

「仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務」委託契約 3,190 万円

「仁木町エネルギー転換実証事業委託業務」 6,990 万円

5, 暫定的な「支払い停止」を要請

ただし、この監査請求が間に合えば、②「仁木町エネルギー転換実証事業委託業務」6,990 万円は、ぎりぎりまだ支払われていないので、とりあえず差し止めてもらえる可能性があり、監査委員に「暫定的な支払の差し止め」を要請しています。

6, 国からの補助金

この1億円ものお金は、モデル地区として、再エネ事業を行う自治体に対して、 補助金として交付されたもので、仁木町は、この計画に応募して当選したものです。 それが不正入札によったとなれば、本来、仁木町は国に返金しなければいけない ものです。今からでも、仁木町は、(株)ワンテーブルに対

して、賠償請求をしなければいけませんが、時間が経っているので、**13,190万円**は返ってくるかどうかは分かりませた。 **5月**

せん。町長の責任は大きいと思います。

仁木町 職員措置請求書

1 請求の趣旨

(1)請求の対象となる職員 仁木町長 佐藤聖一郎

(2) 請求の対象の行為

- イ.「令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務」委託契約(証拠1番) に基づき、委託料31900千円を令和5年3月以降に相手方に不正に出捐した 行為。
- ロ. (株) ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が、地域力創造アドバイザーを辞任する旨申し出たこと(証拠7番)を容認したものの、その後の清算に基づく損害賠償請求を行わなかった行為。
- ハ. 「令和5年度仁木町エネルギー転換実証事業委託業務」委託契約・令和5年9月 12日変更契約(証拠2番)の締結。
- 2 違法・不当であり、無効であることの理由 イー1.

上記委託契約を締結する前段として、(株)ワンテーブルは、「入札参加資格審査申請書類」(証拠3番)及び「公募型プロポーザル参加表明書」(証拠4番)を提出している。しかしながら、仁木町財務規則第125条(証拠5番)に規定された「誓約書・付表1」に該当せず未提出である。よって、「入札参加登録申請書」及び「公募型プロポーザル参加表明書」には正当性が無い。結果として「令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務」委託契約(証拠1番)自体も正当性を欠く。対象の行為である仁木町の当該委託料31900千円出捐が、次項の「イー2」における「利益相反入札妨害」を含めて正当性無きことを疎明する事実こそ、「地域力創造アドバイザー(証拠6番)を(株)ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨を申し出(令和5年4月3日付)たこと」(証拠7番)なのである。

イー2.

地域力創造アドバイザーである(株) ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が上記「公募型プロポーザル」に参加表明し、「令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務」委託契約に及んだ行為は、「地域力創造アドバイザー」として(株) ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が任命されていた以上、仁木町との利益相反入札妨害(「民法108条:双方代理規定」に相当し、刑法96条の6第1項「公契約関係競売等妨害罪」)嫌疑を排除出来ない。

イー3.

上記契約に至るまでの手順として仁木町は「公募型プロポーザルに係る手続き開始 の公告」を町ホームページにおいて実施し、「仕様書」を開示した。公告の開始日は 令和4年10月28日(金)であった。(証拠8番) 本請求者は、仁木町ホームページの上記「公告」のページを開き、当該「仕様書」のPDFをダウンロードした。そうして、そのPDFを開いて、ドキュメントプロパティのデータ部分を見ると、作成者が(株)ワンテーブルの元社員・某氏の名前が履歴に隠れていた。そして、PDF作成日は、上記公告日と同一の令和4年10月28日となっている。(証拠9番)これは、明らかに当該「仕様書」を、近い将来に契約の相手方となる(株)ワンテーブル在籍の上記の某氏が作成した事実を示している。つまり、当該「仕様書」は仁木町の職員が作成したものではない。その内容は公告の開始日である令和4年10月28日以前に仁木町の外部に漏洩していた。これは、仁木町と受託業者が癒着し「官製談合」事実を疎明している。更に「仕様書」の作成経緯は、利益相反取引の実態として対象者と(株)ワンテーブルとの深度癒着事実の疎明であり、上記契約は無効である。

(なお、本請求者は、上記「元社員・某氏」が町との説明会に出席していたことを記憶しており、場合によっては氏名が記載された「証拠9番」を開示できるので、ここに付記するものである。)

口.

令和5年4月3日付にて、地域力創造アドバイザーを(株)ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨申し出たこと(証拠7番)が、一方的契約関係の解消であれば、未了役務の保証、さらに未了により生ずる損害賠償清算は至極当然である。従って、一方的契約関係の解消なれば、未了役務により生ずる損失と伴う損害に関して相手側((株)ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸、及び、一体的関係会社である(株)ライフプランニング {旧名称:ワンテーブル・ライフプランニング}等)と対象者とに対して、仁木町は損害賠償請求義務を負う。

N-1.

上記委託契約を締結する前段として、(株)ライフプランニング(旧名称ワンテー ブル・ライフプランニング)は、「入札参加資格審査申請書類」(証拠10番)を提 出しているが、仁木町財務規則第125条に規定された「誓約書・付表1」(証拠5 番)に適合せず未提出である。しかしながら、決裁文書「令和5年度仁木町エネルギ 一転換実証事業委託業務に係る選定結果及び提出書依頼について」(証拠13番)に おいて、「参加資格要件の確認」が行われているのである。即ち、提出書類の不完全 にもかかわらず委託契約締結以前において参加資格が不正虚構である事実が確認され ているのである。さらに、次項の「ハー2」において改めて述べるように、(株)ラ イフプランニングと(株)ワンテーブルとは密接に関係する企業(親会社・子会社と して一体) (証拠11番) なのである。さらに、相手方企業群と仁木町とは対象者を 介し、上記の「仕様書」のPDFファイルプロパテイーデータにより、利益相反取引 していた実態が疎明されている。してみれば、「入札参加資格審査申請書」及び上記 の「参加資格要件の確認」は不正による虚偽であるから無効である。結果として「令 和5年度仁木町エネルギー転換実証事業委託業務」委託契約(証拠2番)自体も正当 性を欠き無効である。以上の不正及び虚構が、「地域力創造アドバイザーを(株)ワ ンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨を申し出たこと」により疎明され た。すべてを隠蔽するための「辞任の申し出」だったのである。 (証拠7番) したがって、仁木町は当該委託料69960千円を不正に出捐してはならない。

N-2.

さらに、(株)ライフプランニングは、表向きは(株)ワンテーブルとの関係性を隠蔽しているが、証拠その他の書類(証拠3、4、10(コンソーシアム)、11、12番)からして、(株)ライフプランニングと(株)ワンテーブルとは密接に関係する企業(親会社・子会社として一体)であることは明らかである。証拠3番においては、既に「(株)ワンテーブル・ライフプランニング」の記載がある。特に、公募型プロポーザル参加表明書(証拠4番)においては、(株)ライフプランニングは(株)ワンテーブルの協力企業として明記され、かつ、両社はコンソーシアムを組む密接な関係にあることを証している。証拠10番においては、証拠4番を裏付けするように「厚真町エネルギー6事産業化コンソーシアム」として記載されている。証拠11番においては、「ワンテーブル100%子会社」との情報が一般に公開されている。

提案書(証拠12番)においても、(株)ライフプランニングは(株)ワンテーブルの協力企業として明記され、「資機材設置に関するアドバイス」を担当している以上、委託料の一部が(株)ライフプランニングに還流する構図になっていたことは明らかである。また、太陽光パネルの仁木町設置に関する情報を独占的に得る立場にあったことは確実である。よって、(株)ライフプランニング {旧名称:(株)ワンテーブル・ライフプランニング} もまた利益相反取引に与していた以上、仁木町は(株)ライフプランニングの入札参加を容認してはならない。

ちなみに、「競争入札参加資格審査申請書」(証拠10番)においては、末尾に仁木 町暴力団排除条例に関する誓約書は提出されているものの、仁木町財務規則に規定さ れた「付表1」(証拠5番)は提出されていない。

従って、対象者が(株)ライフプランニングをして「参加資格を満たすもの」とした「参加資格要件確認」(証拠13番)も、及び「プロポーザルに係る特定通知等」 (証拠14番)も、善管注意義務に違反し一切が無効である。したがって、この点からも、仁木町は当該委託料69960千円を不正に出捐してはならない。

- 3 対象者が仁木町に与えた(与える)損害
- イ. 対象者は、不当・違法な公金の不正出捐を仁木町に強制し、あるいは強制的に負担させようとしている。ひいては、町民全体に無用不要の損失と損害を与えるものであり、決して許されるものではない。
- 口. 上記の対象の行為は地方自治法第2条第16項に違反する。
- ハ. よって、地方自治法第2条第17項に基づき、上記契約書の締結等は「地域力創造アドバイザーを(株)ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨の申し出」及び、その他各証拠による不正と虚構事実の疎明により一切無効である。こ

れらを根拠とする如何なる公金の不正出捐も絶対に許されない。当該公金の不正出 捐は、即ち、仁木町に与えた(与える)損失であり甚大な損害である。相手方と対 象者との責任は極めて重大であり、刑法犯罪嫌疑も免れない。

二. 地域力創造アドバイザーについて「(株)ワンテーブル代表取締核社長・島田昌幸が辞任する旨の申し出」(証拠7番)は、対象者による対象の行為が不正と虚構事実の疎明である。従って、相手方と対象者とに対し仁木町は、当該対象の行為による損失と伴う損害について損害賠償請求権を有することになる。

4 請求する措置の内容

対象者は、「アドバイザー辞任の申し出」により生ずる損失、伴う損害を仁木町に 違法に強制している。よって、「アドバイザー辞任の申し出」が相手方と対象者との 当該3対象の行為不正と虚構事実の疎明であるから、これまでに対象者が相手方に対 し不正に出捐した一切公金等の返還請求、今後公金出捐の停止、及び、当該3対象の 行為により仁木町が被る損害相当額の精算請求措置を求めるものである。

以上の通り、地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明書を付して監査委員 に対し、本請求をする次第である。

5 請求者

北海道余市郡仁木町・・・・・・・・・・・

農業者 宮下 周平(・・歳)

署名捺印

なか風波響

令和6年3月/3日

仁木町 監査委員 殿

事実証明書

証拠1番 令和4年度「仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務」委託契約書

証拠2番 令和5年度「仁木町エネルギー転換実証事業委託業務」委託契約書

証拠3番 (株) ワンテーブルの入札参加資格審査請求書(付表1の提出なし。

「業務実績」における(株)ワンテーブル・ライフプランニング に係る記載あり。)

証拠4番 決裁文書「令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務にかかる参加表明書の提出結果について」(「業務実績」における(株)ワンテーブル・ライフプランニングに係る記載が多々あり。)

証拠5番 (関係部分抜粋) 仁木町財務規則第125条、及び付表1 (ひな型)

証拠6番 総務省のHPに掲載された地域力創造アドバイザーの内容等

証拠7番 決裁文書「地域力創造アドバイザー島田様辞任について」

証拠8番 決裁文書「令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務公募型 プロポーザルにかかる手続き開始の公告について」(「仕様書」を含 む。)

証拠9番 「仕様書」のPDFのドキュメントプロパティデータ

証拠10番 (株) ライフプランニング {旧名称:ワンテーブル・ライフプランニング} の入札参加資格審査申請書 (末尾に仁木町暴力団排除条例に関する誓約書は提出されているものの、仁木町財務規則に規定された「付表1」 (証拠5番) は提出されていない。)

証拠11番 親会社・子会社関係を明示する公開資料

証拠12番 (株) ワンテーブルの提案書(「令和4年度仁木町再生可能エネルギー ビジョン策定業務」)({(株) ワンテーブル・ライフプランニング は、協力企業として明記されている。})

証拠13番 決裁文書「令和5年度仁木町再生可能エネルギー転換実証事業委託業務に係る選定結果及び提案書の提出依頼について」((株)ライフプランニング {旧名称:ワンテーブル・ライフプランニング}の「参加資格要件」を確認したとの記載あり。)

証拠14番 決裁文書「令和5年度仁木町再生可能エネルギー転換実証事業委託業務プロポーザルに係る特定通知等について」((株)ライフプランニング {旧名称:ワンテーブル・ライフプランニング}を「適した提案者」として特定し、結果通知したこと。)

以上。

